

JPRS-ADVRPT-xxxxxxx  
2002 年 xx 月 xx 日

株式会社日本レジストリサービス  
代表取締役社長 東田 幸樹 殿

JPドメイン名諮問委員会  
委員長 後藤 滋樹

## 答申書(案)

「JP ドメイン名の登録管理業務に関する方針(JPRS-ADV-2002001)」について答申する。

## 主文

本委員会では、JPRS からの JP ドメイン名の登録管理業務に関する諮問を受け、これまでの JPNIC における検討を参考にしながら、社会的な要請をもとに、以下の 4 項目を重要項目として検討した。

1. 情報公開と個人情報保護
2. 登録規則、契約体系の見直し
3. JPドメイン名の枠組み
4. JPドメイン名登録管理の構造

登録規則の見直しにあたっては、以下の方針に基づいて進めるべきである。

### 1. 情報公開と個人情報保護

#### 課題

ドメイン名の登録情報は、インターネットの自律分散的なトラブル解決を目的として公開することが世界的に原則とされている。しかし、個人がドメイン名を登録するようになって、登録情報の中に個人情報も含まれるようになってきており、その情報の保護を求める要請がでてきた。そのため、公開の原則と個人情報の保護を両立させることが必要になってきた。

## 答申

登録情報は公開を原則とする。ただし、個人情報には保護されるように配慮することが望ましい。

個人情報を非公開にした場合であっても、トラブル解決のために、登録者に対して第三者から適切に連絡がとれたり、非公開情報を開示するようなしくみを用意しておくべきである。

## 2. 登録規則・契約体系の見直し

### 課題

現在の JPドメイン名の登録に関する規則・契約体系の原型が形作られた当時と比べると、レジストリと登録者や指定事業者との関係が自立的な協調に基づくものから商業的な契約に基づくものへと変化してきており、それぞれの役割と責任の明確化が必要となってきた。

## 答申

登録者や指定事業者の現在の状況を踏まえ、登録者・指定事業者・レジストリの役割と責任を明確にした規則・契約体系を構築すべきである。

## 3. JPドメイン名の枠組み

### 3-1 ローカルプレゼンス(国内住所要件)

#### 課題

現在、登録者のローカルプレゼンス(国内住所要件)を登録要件として課しているが、これを継続して要件とするか。

特に、日本を商圏とする海外企業、海外居住の日本人、日本人学校から出されている JPドメイン名登録要望に応えるかどうか。

## 答申

日本のインターネットユーザが JPドメイン名を登録する機会を可能な限り維持するため、ローカルプレゼンス(国内住所要件)は登録要件として維持すべきである。したがって、日本を商圏とする海外企業に対しては JPドメイン名の登録を認めるべきではない。ただし例外として、海外居住の日本人、日本人学校については、合理的な運用手段が確立できた時点で登録を可能にするのが望ましい。

### 3-2 属性型・地域型JPドメイン名における1組織1ドメイン名の原則

#### 課題

現在、属性型・地域型 JP ドメイン名においては 1 組織 1 ドメイン名の原則を設けているが、これを継続して原則とするか。

企業合併や紛争処理により 1 組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、この際に 1 組織 1 ドメイン名の原則をどう適用するか。

## 答申

1 組織 1 ドメイン名の原則は、ドメイン名と登録組織を 1 対 1 で結びつけ、属性ごとの登録資格要件の審査と合わせて、属性型・地域型 JP ドメイン名が組織をあらわすものであるという位置づけを明確にしている。また、ローカルプレゼンスが要件であることと合わせてサイバースクワッシングのような不正な登録を防いでいる。そのため、1 組織 1 ドメイン名の原則は、維持すべきである。

企業合併等で一時的に複数ドメイン名を登録する状況となった場合の併用期間は、現状より長くすることも検討すべきである。紛争処理の結果複数ドメイン名を登録する状況となった場合も、運用可能なドメイン名は 1 つとし、再度の紛争を防ぐために複数ドメイン名の登録を認めるという、現在の方針を維持することが望ましい。

### 3-3 現在の属性の見直し、新属性の導入

#### 課題

最初の属性種別設置から 10 年以上が経過し、ドメイン名の利用者の種類が拡大したため、JP ドメイン名の属性種別の位置づけと役割を現状に照らし合わせて再確認する必要がある。

また、属性種別の新設について、手順と基準を明らかにする必要がある。

#### 答申

現在設けている属性種別については当面見直す必要はないが、今後社会的情勢に合わせて適切な対応をとるべきである。

新たな属性種別の設置については、社会的な意見を反映することができる手順を踏むべきである。

### 3-4 登録資格不適合のドメイン名の扱い

#### 課題

登録資格を満たしていない状態となっているドメイン名が存在しているために、それが紛争を引き起こしたり、紛争時の円滑な処理を阻害したりしている。また、登録情報の信頼性低下により、円滑な運用が阻害されている。そのため、登録資格不適合のドメイン名への対応と、今後そのようなドメイン名の発生を防ぐ方策が必要である。

## 答申

登録資格不適合のドメイン名は原則取消とすべきである。ただし、登録情報の更新がなされていないことによって不適合となっているものについては、最新の情報への更新を促すべきである。また、登録規則の改訂等登録者の責によらず不適合になったものは、登録を維持すべきである。

ドメイン名の登録に関する手続きを見直し、現実的に可能な範囲で登録資格の確認手続きの強化を検討すべきである。

## 4. JPDメイン名登録管理の構造

### 4-1 登録資格審査業務の委任・委託

#### 課題

JPドメイン名の登録資格審査業務の効率化と正確性向上の手段として、現在レジストリが行っている属性型・地域型 JPドメイン名の登録資格審査業務を、他組織に委任・委託すべきか。

#### 答申

登録資格審査業務の効率化と正確性向上を図ることができる適切な組織がある場合には、登録資格審査業務の委任・委託を検討すべきである。

### 4-2 指定事業者の選定および契約終了に関する基準

#### 課題

JPドメイン名の登録管理業務の要である指定事業者のサービス品質を維持させ、登録者を保護するために、指定事業者の選定および契約終了に関する基準が必要である。

#### 答申

現在、特に問題がなければ指定事業者契約を締結するという方針をとっているが、今後は技術サポートを含めたサービス品質が必要なレベル以上であることを確認した上で、指定事業者として契約するという対応が望ましい。

また、指定事業者の能力や規模に応じて、JPドメイン名登録管理業務の委任・委託内容の多様化を検討すべきである。

サービス品質が著しく低下した指定事業者は、契約終了等の措置を行うべきである。

## 答申の詳細

## 第1章 検討課題

JPドメイン名の登録管理業務を担うレジストリは、民間企業である株式会社日本レジストリサービス(JPRS)であるが、ドメイン名の登録管理は公平性および中立性を常に意識して行われなければならない。また、インターネット社会の中で刻々と変化するユーザや社会の要望などに対応していくことが必要となる。2002年4月の社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(JPNIC)からの業務移管は、このような状況の変化に機動性を持って柔軟に対応できることを一つの目的としている。

現在の JPドメイン名の登録管理業務は、JPNIC において築き上げられた枠組みを元に行われている。これまでの JPNIC における検討を参考にしながら、社会的な要請と照らし合わせて何が課題であるのかを洗い出し、以下の4項目を重要項目として検討した。

1. 情報公開と個人情報保護
2. 登録規則、契約体系の見直し
3. JPドメイン名の枠組み
4. JPドメイン名登録管理の構造

なお、「属性型 JPドメイン名」については将来的に「組織種別型 JPドメイン名」とその名称を変更することが検討されており、現在の正式名称は「属性型(組織種別型)JPドメイン名」となっているが、本答申書においては便宜上「属性型 JPドメイン名」と記述している。

## 第2章 各課題における今後のあり方

### 1. 情報公開と個人情報保護

ドメイン名の登録情報は、インターネットの自律分散的なトラブル解決を目的として公開することが世界的に原則とされている。しかし、個人がドメイン名を登録するようになって、登録情報の中に個人情報も含まれるようになってきており、その情報の保護を求める要請がでてきた。そのため、公開の原則と個人情報の保護を両立させることが必要になってきた。

ドメイン名の登録情報に含まれる個人情報の取り扱いについては、国際的な方向性や、国内の法制度との整合性を保たなければならない。ドメイン名に関しては、そのドメイン名を登録し、情報をレジストリデータベースに登録している者（登録者）と、実際にドメイン名を運用・利用している者（運用者）とが存在し、この二者は同じこともあれば別々であることもある。レジストリとして管理している情報は登録者に関するものであり、レジストリの責任としての個人情報の保護について検討しなければならないものはこの登録者の情報である。運用者の情報についてはレジストリはそれを知る立場にはなく、その情報を持ち得ないので、運用者に関する情報の取り扱いについてはレジストリとしては関与できないものであることを認識しておくことが必要である。

登録情報の公開はインターネットの運用者及び利用者から必要とされている。このため、登録情報は公開を原則とする。ただし、個人情報は保護されるように配慮することが望ましい。

個人情報を非公開にした場合であっても、トラブル解決のために、登録者に対して第三者から適切に連絡がとれたり、非公開情報を開示するような仕組みを用意しておくべきである。

JP ドメイン名のレジストリデータベースに登録されるドメイン名登録情報を提供する目的は、以下の通りと考えられる。ここで用いる「公開」と「開示」という用語は、「JPRS における JP ドメイン名登録情報の取り扱いについてのポリシー」に定める定義に従う。

- (1) ドメイン名の登録希望者が、希望するドメイン名の登録可否を確認するために、ドメイン名の登録状態に関する情報を公開する。
- (2) ネットワーク運用上のトラブルや、知的財産紛争などが発生した際、ドメイン名の登録者が誰であり、その連絡先はどこであるかという情報を公開する。
- (3) ドメイン名を利用したサービスや情報提供を受ける消費者を保護する立場から、ドメイン名の登録者が誰であるかという情報を公開する。
- (4) 登録者が、自己の登録情報を確認できるようにするために開示する。
- (5) JP ドメイン名の登録が、規則に定められた通り行われていることを公に示すために、ドメイン名の登録者に関する情報を開示する。

- (6) ドメイン名登録、およびその利用に関するトラブルが発生した際、その登録者を特定するために、ドメイン名の登録者に関する情報を開示する。
- (7) 学術研究や各種調査・分析の目的のために、必要な情報を開示する。

登録情報は、ドメイン名の登録に関する紛争、特に知的財産権に関する紛争等を解決するためには必要不可欠な情報であり、非公開となっている場合でも情報請求者の確認、およびその目的を確認するという手続きを経た上で、必要な情報が開示されなければならない。ただし、情報の開示にあたっては、確立された手続きや一定のコスト負担など、濫用を防ぐための措置が必要である。

以上の、登録情報の利用目的と、その公開・開示の手続き、およびデータエスクロー等その他の取り扱いについては、事前に本人に対して情報の取り扱いに関する規定として示される必要がある。JP ドメイン名の登録は、登録者がこの情報の取り扱いを認めた上で行われなければならない。

また、登録された情報が最新の状態に保たれないことは、前述の(1)から(7)までの目的を達することができないという問題につながる。この問題は、レジストリだけでなく、指定事業者、登録者までも含んだ、JPドメイン名の登録管理の枠組み全体で協調して取り組むことが必要である。

## 2. 登録規則、契約体系の見直し

現在の JPドメイン名の登録に関する規則・契約体系の原型が形作られた当時と比べると、レジストリと登録者や指定事業者との関係が自立的な協調に基づくものから商業的な契約に基づくものへと変化してきており、それぞれの役割と責任の明確化が必要となってきた。

登録者や指定事業者の現在の状況を踏まえ、登録者・指定事業者・レジストリの役割と責任を明確にした規則・契約体系を構築すべきである。

新たな規則・契約体系の構築は可能な限り早急に行うべきであるが、現在の体系が長期にわたって浸透しているため、登録者や指定事業者の間に混乱を引き起こさないよう、十分な周知徹底を行うことが必要不可欠である。

## 3. JPドメイン名の枠組み

### 3-1 ローカルプレゼンス(国内住所要件)

現在、登録者のローカルプレゼンス(国内住所要件)を登録要件として課しているが、これを継続して要件とするか。  
特に、日本を商圏とする海外企業、海外居住の日本人、日本人学校から出されている JPドメイン名登録要望に応えるかどうか。



まず、JPドメイン名は日本のドメイン名であり、日本のインターネットユーザのために提供するドメイン名である。現在までに築き上げてきた JPドメイン名の信頼性は世界的にも誇ることができるものであり、この信頼性を崩すような方策は採るべきではない。

日本のインターネットユーザが JPドメイン名を登録する機会を可能な限り維持するため、ローカルプレゼンス(国内住所要件)は登録要件として維持すべきである。

したがって、日本を商圏とする海外企業に対しては JPドメイン名の登録を認めるべきではない。海外企業等は、各国の ccTLD や gTLD など他のドメイン名を用いることができ、JPドメイン名のローカルプレゼンス要件によって JPドメイン名の登録ができないということが、その企業等のインターネット上での活動を制限することにはならない。

ただし例外として、海外居住の日本人、日本人学校については、合理的な運用手段が確立できた時点で登録を可能にするのが望ましい。

### 3-2 属性型・地域型JPドメイン名における1組織1ドメイン名の原則

|   |
|---|
| 現在、属性型・地域型 JPドメイン名においては 1 組織 1ドメイン名の原則を設けているが、これを継続して原則とするか。<br>企業合併や紛争処理により 1 組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、この際に 1 組織 1ドメイン名の原則をどう適用するか。 |
|---|

1 組織 1ドメイン名の原則は、ドメイン名と登録組織を 1 対 1 で結びつけ、属性ごとの登録資格要件の審査と合わせて、属性型・地域型 JPドメイン名が組織をあらわすものであるという位置づけを明確にしている。また、ローカルプレゼンスが要件であることと合わせてサイバースクワッティングのような不正な登録を防いでいる。そのため、1 組織 1ドメイン名の原則は、維持すべきである。

企業において登録され利用されるドメイン名は、多くの顧客・消費者・インターネットユーザを対象として様々なサービスに活用されるため、合併や買収の際にいずれかのドメイン名を廃止しなければならないとすると、登録者である企業と、そのドメイン名を利用する多くのユーザに大きな影響を与えることになる。そのため、企業合併等で一時的に複数ドメイン名を登録する状況となった場合の併用期間は、現状より長くすることも検討すべきである。

紛争処理の結果複数ドメイン名を登録する状況となった場合も、運用可能なドメイン名は 1 つとし、再度の紛争を防ぐために複数ドメイン名の登録を認めるという、現在の方針を維持することが望ましい。

### 3-3 現在の属性の見直し、新属性の導入

最初の属性種別設置から10年以上が経過し、ドメイン名の利用者の種類が拡大したため、JP ドメイン名の属性種別の位置づけと役割を現状に照らし合わせて再確認する必要がある。  
また、属性種別の新設について、手順と基準を明らかにする必要がある。

現在の属性種別については、その位置づけを社会情勢の変化に対応させながら登録資格の変更、属性種別の新設が行われてきており、現状においてもそれぞれの組織種別ごとにその組織をあらわすドメイン名として登録され利用されつづけている。調査結果によれば属性種別ごとに定められた登録資格要件のもとで社会的なニーズを受け止めており、その必要性は依然として十分にあると考えられる。NE.JP ドメイン名と GR.JP ドメイン名についても、新規登録数の減少はありながら、その重要性はますます増大していると言える。したがって、現在設けている属性種別については当面見直す必要はないが、今後社会的情勢に合わせて適切な対応をとるべきである。

新たな属性種別の設置については、その属性種別に対して社会的な要請があり、新設の意義が登録者・利用者・インターネットコミュニティにとって受け入れられるものであり、かつ、新設したドメイン名が有効に活用される場合には、その導入を検討すべきである。また、新たな属性種別の設置については、本委員会への諮問やパブリックコメントの募集など、何らかの形で社会的な意見を反映することができる手順を踏むことが必要である。

### 3-4 登録資格不適合のドメイン名の扱い

登録資格を満たしていない状態となっているドメイン名が存在しているために、それが紛争を引き起こしたり、紛争時の円滑な処理を阻害したりしている。また、登録情報の信頼性低下により、円滑な運用が阻害されている。そのため、登録資格不適合のドメイン名への対応と、今後そのようなドメイン名の発生を防ぐ方策が必要である。

登録資格不適合のドメイン名は原則取消とすべきであるが、以下のように登録情報の更新がなされていないことによって不適合となっているものについては、最新の情報への更新を促すべきである。また、登録規則の改訂等登録者の責によらず不適合になったものは、登録を維持すべきである。

- (1) 登録情報が更新されていないために不適合となっているもの
  - 登録者もしくは指定事業者が登録情報の更新を怠ったために、実態としては登録資格を満たす登録者が、レジストリデータベースの登録上は登録資格を満たさない状態となっているものについては、登録情報を実態と合わせた最新の状態に更新することで、登録資格に適合した状態とすべきである。
- (2) 登録規則の改訂により不適合になっているもの

- 登録時の登録規則に適合していたにも関わらず、その後の規則改定により、現行の登録規則に対して不適合となってしまったものについては、そのドメイン名の削除が登録者およびそのドメイン名を利用するユーザに与える影響を考慮し、引き続き登録を維持することが適当である。
- ※ OR.JPドメイン名に含まれるネットワークサービス(現行規則ではNE.JPドメイン名としての登録となる)や任意団体(現行規則ではGR.JPドメイン名としての登録となる)等がこれにあたる。

以上のようなものも含め、現在登録されているドメイン名において登録資格不適合となっているものを調査し、それらへの対処を進めていく必要がある。ただし、登録されているすべてのJPドメイン名に対して、それらが登録資格を満たしているかどうかを様々な可能性を想定しながら網羅的に検証することは、現実的に不可能に近い。検証のための企業データベースなどの利用についても、国内に存在するすべての企業を網羅できるわけではなく、登録資格の有無を判断するに足りる十分な情報を得ることができない。また、JPドメイン名の登録者は企業に限らず、政府組織や大企業から個人に至るまで様々であり、機械的に調査を行うことは難しい。

大きなコストをかけて全体の中でわずかな数の登録資格不適合ドメイン名を一斉調査することは、他のほとんどすべての登録資格を満たすドメイン名の管理コストを押し上げることにつながるため、JPドメイン名全体としての不利益となる。登録資格不適合ドメイン名の調査は現実的に可能な範囲で進め、随時対応を行っていくべきである。

また、今後このような登録資格不適合ドメイン名を発生させないためには、ドメイン名の登録に関する手続きを見直し、登録資格の確認が正しく行えるようにすべきである。しかし、登録情報の適切な更新が行われなかったことによる登録資格不適合ドメイン名が発生していることからわかるように、手続きが利便性を著しく損なうものであってはならない。ドメイン名の登録に関する手続きを見直し、現実的に可能な範囲で登録資格の確認手続きの強化を検討すべきである。JPドメイン名の登録管理はレジストリだけでなく、登録者・指定事業者まで一体となって行われるものであり、指定事業者に対しても登録者の情報の確認を求めるなど、協力を求めていくことが必要である。

#### 4. JPドメイン名登録管理の構造

##### 4-1 登録資格審査業務の委任・委託

JPドメイン名の登録資格審査業務の効率化と正確性向上の手段として、現在レジストリが行っている属性型・地域型JPドメイン名の登録資格審査業務を、他組織に委任・委託すべきか。

登録資格審査業務の効率化と正確性向上を図ることができる適切な組織がある場合には、登録資格審査業務の委任・委託を検討すべきである。

LG.JP ドメイン名においてはこの観点からの検討により、登録資格審査業務を取扱指定事業者が行うものとしているが、他の属性種別においてもその可能性についての検討を進めていくべきである。

#### 4-2 指定事業者の選定および契約終了に関する基準

JPドメイン名の登録管理業務の要である指定事業者のサービス品質を維持させ、登録者を保護するために、指定事業者の選定および契約終了に関する基準が必要である。

指定事業者はJPドメイン名の登録管理における要であり、そのサービス品質はJPドメイン名全体にとって非常に重要である。JPRS はレジストリとして指定事業者のサービス品質を管理する必要がある。現在、特に問題がなければ指定事業者契約を締結するという方針をとっているが、今後は技術サポートを含めたサービス品質が必要なレベル以上であることを確認した上で、指定事業者として契約するという対応が望ましい。

また、指定事業者の能力や規模に応じて、JPドメイン名登録管理業務の委任・委託内容の多様化を検討すべきである。JPドメイン名の登録管理のサービス品質を全体として向上させ、JPドメイン名登録者およびインターネットユーザにとっての利益を向上させていくためにはどのような管理構造が必要であるのか、ということを中期的な課題として検討を進めるべきである。

指定事業者となった後もそのサービス品質の維持・向上は重要であり、登録者に対して十分なサポートが行えているか、クレームは発生していないか、申請手続きは誤りなく行われているか、ネームサーバの設定は技術的に正しく行われているか、などの事柄を随時確認する必要がある。サービス品質が著しく低下した指定事業者は、契約終了等の措置を行うべきである。ただし、このような場合には、その指定事業者が管理しているJPドメイン名と登録者を保護することも必要である。

## 参考資料 1: 背景説明 (JPRS 作成)

## ◆ 現在のJPドメイン名登録管理業務が置かれている状況

ドメイン名は、インターネットにおいて、電子メールアドレスや URL などの識別子に用いられる非常に重要なものとなっており、インターネットにおける様々な活動においてなくてはならないものである。この中でも、日本の ccTLD である JP ドメイン名は日本のインターネットユーザを対象としてその登録を行っており、2002 年 9 月現在、その登録数は約 50 万件となっている。

JP ドメイン名は、まだ学術研究機関がインターネットの主体であった 1989 年の JUNET から JP への切り替えに始まり、その後の商用ネットワークの接続・拡大を経て、2002 年 3 月末まで社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター（およびその前身団体を含む）により登録管理業務が行われてきた。2002 年 4 月からは株式会社日本レジストリサービスに JP ドメイン名の登録管理業務が移管されており、現在に至っている。

### JP ドメイン名登録管理業務の歴史

|         |                          |
|---------|--------------------------|
| 1984    | JUNET 開始                 |
| 1989    | .JUNET から JP への移行        |
| 1991/12 | JNIC 発足                  |
| 1993/04 | 任意団体 JPNIC 発足            |
| 1997/03 | 社団法人 JPNIC 発足            |
| 2000/12 | JPRS 設立                  |
| 2002/04 | JPRS へ JP ドメイン名登録管理業務を移管 |

JP ドメイン名は、日本のインターネットの拡大と共にその登録数を伸ばしてきており、日本国内はもとより、日本から世界への情報発信や、インターネットビジネスの世界的な展開の中で、世界中のインターネットユーザから利用されるドメイン名となっている。

他方、JP 以外のドメイン名に目を向けると、gTLD のレジストラの日本へのビジネス展開や、新しい TLD の設置、その他地域的な制約を設けていない ccTLD など、日本のインターネットユーザに対するドメイン名の選択の幅が広がっているのも確かである。

インターネットは既に一般社会やビジネスのインフラとしてなくてはならないものとなっており、今後さらにその利用形態を多様化させながら、ユーザ数および利用頻度を拡大させていくと考えられている。

このような状況の中で、JP ドメイン名はその重要性をますます増加させており、JP ドメイン名の登録管理業務がいかなる方針の元でどのように遂行されていくかは、日本のインターネットユーザのみならず、全世界のインターネット上の活動に影響を及ぼす大きな問題であると言える。

## ◆ JPドメイン名の枠組み

JPドメイン名は、日本の ccTLD として日本のインターネットユーザを対象としており、このために JPドメイン名独自の枠組みを設けている。現在の JPドメイン名には大きく分けて 3 つの種別が存在する。

1. 汎用 JP ドメイン名
2. 属性型 JP ドメイン名
3. 地域型 JP ドメイン名

この 3 つの種別に共通して適用される要件が「ローカルプレゼンス(国内住所要件)」と呼ばれるものであり、これにより JPドメイン名は日本国内に住所を有する組織・個人にのみ登録を認めるものとなっている。これに対しては、日本を商圏とする海外企業、海外居住の日本人、日本人学校などから JPドメイン名登録要望が出されている。

また、属性型・地域型 JPドメイン名には「1 組織 1ドメイン名の原則」が設けられている。これは、1 つの組織は 1 つだけの JPドメイン名を登録できることになり、組織とドメイン名を 1 対 1 で結びつけるものとしている。しかし、企業合併や紛争処理により 1 組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、これについては現在ドメイン名の併用期間や、例外的な複数ドメイン名登録を認めている。なお、この原則は汎用 JPドメイン名には適用されていないため、属性型・地域型 JPドメイン名を登録している組織でも、汎用 JPドメイン名をさらにいくつでも登録することは可能である。

属性型 JPドメイン名は登録組織の種別ごとに 9 つの属性に分類されており、それぞれの属性種別ごとに登録要件が定められている。これにより、ドメイン名を見ただけでそのドメイン名の登録組織がどのような種別の組織であるのかが分かるようになっており、JPドメイン名の信頼性と利便性を確保することにつながっている。

### JPドメイン名の属性種別の概要

|       |                    |
|-------|--------------------|
| CO.JP | 日本において登記された営利企業    |
| OR.JP | CO.JP 以外の法人組織      |
| NE.JP | ネットワークサービス         |
| AC.JP | 大学等高等教育機関および学術研究機関 |
| ED.JP | 初等中等教育機関           |
| AD.JP | JPNIC 会員および指定事業者   |
| GR.JP | 任意団体               |
| GO.JP | 日本国政府機関            |
| LG.JP | 地方公共団体             |

※LG.JP は 2002 年 10 月に設置。

※正確な属性種別の定義は登録規則参照のこと。

## ◆ JPDメイン名登録管理の構造

JPDメイン名の登録管理業務は、狭義にはレジストリが行う業務のみを指すが、JPDメイン名の登録とその管理はレジストリだけでなく、登録者および指定事業者を含む三者による管理構造を形成している。

## ◆ 情報公開と個人情報保護

ドメイン名の登録管理業務を行うレジストリの根幹がレジストリデータベースの運用である。レジストリデータベースにはドメイン名の登録に関する情報が蓄積され、その内容は必要に応じて公開される。

JPDメイン名におけるレジストリは JPRS であり、JPRS が JP ドメイン名のレジストリデータベースを運用している。JP ドメイン名を登録する際には、このレジストリデータベースを参照し、希望するドメイン名が登録可能であることを確認した後、ドメイン名をその登録者となる者の情報と合わせてレジストリデータベースに登録することになる。

レジストリデータベースの目的は、登録されるドメイン名の一意性を一元的に管理し、様々な目的のために必要とされる形でドメイン名登録に関する情報を提供することにある。

インターネットには、それぞれ独立形成されたユーザネットワークが相互接続する形で成長・発展してきた歴史的な背景により、その運用の全体を統括・管理する組織・機関は存在しない。このため、インターネットの運用上で発生する技術的な問題や障害などの様々なトラブルに対しては、それぞれのネットワークのユーザが自ら相互に連絡を取り合い、言わば自律分散的な協調の中で解決を行ってきた。また、ドメイン名が企業活動や様々なプロモーションなどで用いられるようになってきて以来多発している知的財産権に関連する紛争など、ドメイン名登録やその利用に関するトラブルにおいても、当事者同士の自立的な解決が基本となっている。このようなトラブルが発生した際には、ドメイン名の登録者に対する適切な連絡が不可欠であり、そのために登録者自身やその連絡先に関する情報をレジストリが提供することは、ドメイン名の登録管理業務を行う組織の重要な役割として世界的に認知され、WHOIS と呼ばれるインターネット上のオンライン情報提供サービスとして JPDメイン名以外の ccTLD や gTLD においても実践されてきている。

このような情報公開は、インターネットの利用者およびドメイン名の登録者が学術研究機関や企業等であった過去においては積極的に行われていたが、インターネット利用者が一般社会に広がり、個人によるドメイン名登録が行われるようになった近年においては、個人情報の保護に関する議論の高まりと共に様々な場所や立場でそのあり方が検討されている。

JPDメイン名では、当初はインターネットの歴史的背景より、登録情報は原則公開としており、WHOIS によってオンライン提供を行っている。登録規則においてもその



公開の原則は謳われているが、個人情報保護に関する議論の中で 2000 年に登録情報の取り扱いに関するポリシーと規則を定め、これに基づいて登録者の住所や、担当者の住所・電話番号(技術連絡担当者の電話番号は公開とされている)を WHOIS において非公開とした経緯がある。この際に WHOIS 非公開とした情報項目の一部は、新たに設けられた書面による登録情報開示請求手続きによって提供されている。他の TLD においても同様の議論が行われており、各国の実情に合わせた形での情報公開の形が採られている。

個人情報の保護に関しては様々な議論が行われているが、現在の国際的な議論、および国内における議論のもととなっているのは、1980 年に発行された OECD の「プライバシーと個人情報保護に関するガイドライン理事会勧告」と、その付属文書である「プライバシー保護と個人データの国際流通についてのガイドライン」であると言ってよい。この中では、8 項目からなる基本原則を掲げており、各国の個人情報保護に関する法制度においてもこの基本原則に基づく考え方が導入されている。

また、登録情報の公開に関して、ドメイン名に関連した様々な立場から上げられている意見としては次のようなものがある。

- WIPO をはじめとする知的財産の保護の立場からは、連絡先詳細情報の公開を求められている。

ドメイン名の登録者が誰であるかという情報についてはすべてを提供してその登録の透明性を確保すべきである。個人情報の保護は必要な事項ではあるが、それが知的財産権に関する紛争処理の障害となってはならず、紛争処理に必要となる登録者名を含む登録者の連絡先となる情報については公開されなければならない。

- ネットワーク管理者など、インターネットの運用に関わる技術的な関係者からは、障害発生時等の連絡先の情報をオンラインで提供することが求められている。

インターネット運用上発生するトラブルに対しては迅速な対応が求められ、その解決のためには関係するドメイン名登録者や運用者に連絡を行い、問題解決を行わなければならない。このための連絡先の情報は WHOIS など、オンラインで取得できることが必要である。

- ドメイン名を個人で登録している登録者からは、自己の個人情報を公開しないよう求められている。

ドメイン名を個人で登録すると、登録者の情報として自宅の住所や電話番号を登録することになり、これがインターネット上で WHOIS 等により公開されることは、個人情報の保護の動きに逆行することであり、ダイレクト

メールなどの迷惑行為のみならず、ストーカー行為などの身体的危険にまで問題がおよぶ可能性がある。

- ドメイン名に対してアクセスする立場である一般のインターネットユーザからは、ドメイン名の登録者が誰であるかという情報を公開することを求められている。

そのドメイン名が誰によって登録・利用されているかを知ることで、情報提供やオンラインサービスを受ける時、および電子メールを送信する際の安心感につながる。消費者の保護という観点から、ドメイン名の登録情報の公開は必要である。

ドメイン名登録情報の公開における個人情報保護の問題については世界的にも議論中であるが、それらの方針と日本国内の個人情報保護の要請を踏まえ、JPドメイン名における運用原則を定めていくことが重要となってきている。

また、レジストリデータベースに登録された情報の取り扱いについては、公開・開示以外にも、データエスクローについて触れなければならない。レジストリデータベースに登録された情報は、ccTLD スポンサー契約におけるレジストリの義務として定められているデータエスクローのために、第三者機関であるエスクローエージェントにその複製が保管されることとなっている。エスクローエージェントには秘密保持義務があり、登録情報がエスクローエージェントから第三者へ渡ることにはない。データエスクローとは、ccTLD 契約が終了してレジストリが交代することになった際にデータベースの内容を後任組織に引き継ぐ、という目的のために義務付けられているものである。これにより、ドメイン名の登録者保護、および一般ユーザに対して安定かつ継続的なインターネット環境を提供することを目的としている。

#### ◆ 登録規則、契約体系

JPドメイン名の登録に関する規則・契約としては、現在以下のものが存在する。

##### ● 属性型・地域型 JP ドメイン名に関する文書

属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則  
属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則  
属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則  
同時申請に関する細則  
LGドメイン名登録等に関する特則  
LG.JPドメイン名登録申請等の審査及び取次に関する業務委託契約書  
LGドメイン名登録等に関する技術細則

##### ● 汎用 JP ドメイン名に関する文書

汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則

汎用 JP ドメイン名登録申請等の取次に関する規則  
汎用 JP ドメイン名登録等に関する技術細則  
汎用 JP ドメイン名における予約ドメイン名

●全 JP ドメイン名に共通する文書

JPRS における JP ドメイン名登録情報の取り扱いについてのポリシー  
JP ドメイン名登録情報の取り扱い等に関する規則

この規則・契約体系は、1998 年に JPNIC において最初に定められた版に始まり、それ以降幾度かの規則改訂と、指定事業者制度の導入、維持料制度の導入、汎用 JP ドメイン名の新設、JPRS への業務移管、LG.JP ドメイン名の新設を経て、現在の体系に至っている。

規則・契約体系の概要としては、ドメイン名登録等に関する規則(以下、登録規則)が本則となっており、ここでレジストリとドメイン名登録者の関係が定義されている。また、ドメイン名登録申請等の取次に関する規則(以下、取次規則)において、レジストリと指定事業者の関係が定義されている。

この体系が作られた当時と現在の状況を比較すると、レジストリに対するドメイン名登録の手続きやその後の管理などの主体は登録者から指定事業者に移っており、維持料制度と合わせて指定事業者制度が JP ドメイン名の登録管理において定着してきている。また、全体としてドメイン名の登録管理をサービスとして意識した構成になっているとは言い難く、登録者・指定事業者・レジストリの三者の役割と責任の所在が不明確な部分もある。これらは、登録規則に含まれている登録者自身による各種手続きを想定した多くの規定などと合わせて、登録者や指定事業者に対して少なからず混乱を及ぼしている。

◆ ローカルプレゼンス(国内住所要件)

JP ドメイン名は日本に割り当てられた ccTLD であり、この日本のドメイン名という位置づけを明確にし、日本のインターネットユーザのために提供するドメイン名とするために、「ローカルプレゼンス(国内住所要件)」という登録要件が設けられている。ローカルプレゼンスは、ドメイン名の登録者は日本国内に住所を有するものでなければならない、という要件であり、すべての種別の JP ドメイン名に適用される原則である。

このローカルプレゼンスという要件を設けていることが、JP ドメイン名は日本に存在する組織・個人が登録しているドメイン名である、というインターネットユーザに対する信頼感につながっている。ブロードバンドインターネット常時接続の普及と、ローカルプレゼンスを設けていない他の ccTLD や gTLD などの日本国内における登録サービスの展開を受けてもなお、JP ドメイン名の登録数は増加しつづけており、これは日本のインターネットユーザに対する JP ドメイン名の信頼感によるものであると考えられる。

他の ccTLD では、英国(.UK)、ドイツ(.DE)、オーストラリア(.AU)、韓国(.KR)などでも、その全部、もしくは一部で何らかのローカルプレゼンス要件を設けており、各国ともドメイン名が国を表すことができる価値を重視している。

また、ローカルプレゼンスを求めることで、国内ユーザのために提供すべきドメイン名が、国外のサイバースクワッターや、不必要な防御的ドメイン名登録により占拠されてしまう状況を防ぐことができている。

ローカルプレゼンスを設けていない ccTLD も存在するが、これらは非常に小さな国など、国内のインターネットが小規模であり、国として ccTLD を必要としていない場合がほとんどである。このような ccTLD は、そのドメイン名のレジストリとしての権利を海外企業等に売却することで国家利益を確保し、レジストリとなった企業が gTLD のように全世界を対象としてドメイン名を商品化しているものが多い。

インターネットが提供するボーダーレスなビジネス展開や、日本の企業や個人の海外での活動の拡大により、ローカルプレゼンスの枠組みに対して拡大するよう要望も出されている。

#### ◆ 属性型・地域型JPドメイン名における1組織1ドメイン名の原則

この原則により、1つの組織は1つだけのドメイン名を登録できる。例えば、ある日本企業は、1つの CO.JPドメイン名を登録できるが、2つ以上の CO.JPドメイン名を登録することはできない。

この原則は、将来のドメイン名登録希望者に対してドメイン名登録の機会を高め、ドメイン名という資源の有効活用と公平性を実現するために設けられている。

1組織1ドメイン名の原則は、ドメイン名と登録組織を1対1で結びつけることになり、属性型 JP ドメイン名が組織をあらわすものであるという位置づけを明確にしている。さらに属性ごとの登録資格要件の審査と合わせて、例えば JPRS.CO.JP は JPRS という日本の企業のドメイン名であるという属性型 JP ドメイン名の信頼性につながっている。日本企業のドメイン名を登録状況については、企業数約 160 万に対して、CO.JPドメイン名の登録数は約 24 万件(2002年9月現在)となっている。さらに一部上場企業に限れば実に約 98%の企業が CO.JPドメイン名を登録しており、JPドメイン名の信頼性を裏付ける証拠となっている。

また、1組織1ドメイン名の原則は、ローカルプレゼンス要件と合わせてサイバースクワッシングのような不正なドメイン名登録を防いでおり、このことは gTLD や同様の原則を持たない他の ccTLD において、ドメイン名の不正登録に関連する紛争が非常に多発している状況の中で、属性型 JP ドメイン名における同様の紛争は、JP-DRP の手続きに至ったものを数えるとわずか 7 件(2002年10月1日現在)であるという事実が物語っている。

他の ccTLD において 1 組織 1 ドメイン名の原則を設けているところは多くはないが、英国(.UK)における ltd.uk や plc.uk のように国内企業のためのドメイン名種別を設けて登録資格の審査を厳密に行っている場合などで、その信頼性を高めるために 1 組織 1 ドメイン名の制約を課している例もある。

以前はインターネットのビジネス活用を積極的に進めている企業を中心に、登録できるドメイン名が 1 つだけではインターネットユーザに対する十分な活動ができない、として複数ドメイン名の登録を望む声が大きく、やむなく gTLD など他のドメイン名の利用を行う企業なども多かったが、2001 年の汎用 JP ドメイン名の導入により、このようなニーズを満たすことができるようになっている。

以下のように、企業合併や紛争処理により 1 組織が複数ドメイン名を登録する状況が発生することがあり、この際に 1 組織 1 ドメイン名の原則をどう適用するかについての検討が必要である。

- (1) それぞれにドメイン名を登録している企業が合併したり買収されたりした結果、一つの企業が複数のドメイン名を登録した状態となる。原則を適用すればどちらかのドメイン名を廃止して 1 組織 1 ドメイン名の状態を保つ必要があるが、ドメイン名の廃止がユーザへ与える混乱や、登録者側のシステム設定変更等の影響を考慮しなければならない。現在はこのような場合には 6 ヶ月間のドメイン名併用期間を設けており、この間にどちらかのドメイン名へ運用を移行することとしている。
- (2) 既にドメイン名を登録している組織が紛争処理の結果としてさらにもう一つのドメイン名の移転を受けることになった場合、複数のドメイン名を登録した状態になる。1 組織 1 ドメイン名の原則のために移転を受けることができないとすると、移転されるべきドメイン名を廃止せねばならず、これによって再度紛争が発生する危険性が高い。現在はこのような場合にはどちらのドメイン名も登録を認めており、例外的に 1 組織が複数ドメイン名の登録を行っている状態となっている。ただし、この場合には、ネームサーバを設定することができるドメイン名はその中の一つのみとしており、他のドメイン名の運用を行うことはできないものとしている。

ドメイン名の登録管理以外の他業種における同様の事例を見ると、郵便であれば転居後も 1 年間は住所と前の居住者の情報を管理しており、転居先へ転送を依頼することが可能となっている。また、電話番号を変更する際には、古い番号に電話をかけても 3 ヶ月間(利用者の希望により最長 1 年まで)は新しい番号を案内する、といった措置がとられている。

#### ◆ 現在の属性と新属性の導入手順

現在の属性型 JP ドメイン名には 9 つの属性種別が設置されている。この中でも次の 5 つの属性種別は、1989 年に日本のインターネットで用いるドメイン名を JUNET から JP へ変更した際に設置されたものであり、その歴史は非常に古いと言える。

CO.JP 日本において登記された営利企業  
OR.JP CO.JP 以外の法人組織  
AC.JP 大学等高等教育機関および学術研究機関  
AD.JP JPNIC 会員および指定事業者  
GO.JP 日本国政府機関

これらの属性種別については当初非常にあいまいな区分であったが、ドメイン名の登録管理業務の組織化と、JPNIC における登録規則作成の流れの中で徐々に明確にされ、それ以降も法制度の変更や社会情勢の変化に対応しながら現在の登録資格要件に至っている。(各属性種別の定義については登録規則において厳密に定められている。正確な内容については登録規則を参照のこと)

また、次の3つの属性種別はインターネットの利用範囲の拡大と共に JPNIC によって後年設置されたものである。NE.JP は 1996 年、GR.JP は 1997 年、ED.JP は 1999 年にそれぞれ設置された。

NE.JP ネットワークサービス  
GR.JP 任意団体  
ED.JP 初等中等教育期間

これらの新たな属性種別の設置にあたっては、その公益性・公共性・設置するに相応しいニーズ、およびその他の要件を考慮しながら JPNIC で都度、個別に検討されている。

さらに、新たな属性種別として 2002 年 10 月に LG.JP ドメイン名が設置された。LG.JP ドメイン名は、2002 年 4 月の JPNIC から JPRS への JP ドメイン名登録管理業務の移管以降、JPRS において初めて新設された属性種別である。

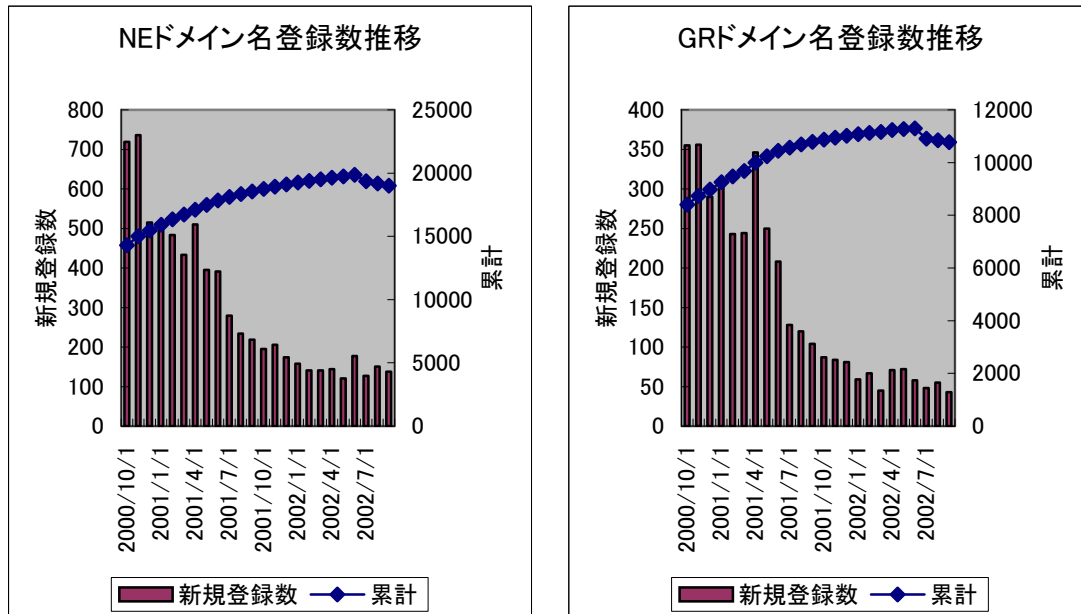
LG.JP 地方公共団体

LG.JP ドメイン名は、2001 年 5 月に地方公共団体総意としての要望を JPNIC が受け、その検討を JP ドメイン名登録管理業務業務の移管と共に JPRS に引継ぎ、本委員会の答申を受けて JPRS において 2002 年 7 月に新設が決定されたものである。(この新設の経緯と理由については JP ドメイン名諮問委員会答申書 JPRS-ADVRPT-2002001 に詳しい)

各属性種別ごとにドメイン名の登録状況を調査したが、ほとんどの属性種別においてドメイン名の新規登録およびその利用についての減少傾向は見られない。

ただし、NE.JP ドメイン名と GR.JP ドメイン名については新規登録数が減少しているのが見られる。これについてその新規登録の内訳をさらに調査したところ、NE.JP ドメイン名については個人によるネットワークサービスでの登録が減少したのが原因であり、企業などの法人によるネットワークサービスの登録は依然として減少して

いないことがわかった。また、GR.JPドメイン名についても同様の傾向が見られ、個人による登録は減少しているが、GR.JPが本来対象としている任意団体の登録は引き続き行われている。この傾向は、2001年に導入された汎用JPドメイン名の影響によるものと考えられる。これにより個人によるドメイン名登録には汎用JPドメイン名が用いられるようになり、結果としてNE.JPドメイン名とGR.JPドメイン名はその本来の位置づけに戻りつつあると言ってよい。



また、特にNE.JPドメイン名はネットワークサービスという性格上、多くのユーザに対してWebのURLやメールアドレスを提供している。携帯電話端末の電子メールアドレスもNE.JPドメイン名を用いることが多く、NE.JPドメイン名のユーザは膨大な数に上る。

属性種別の新規追加にあたっては、先に述べたとおりこれまでではインターネットの利用拡大と共に、都度その必要性が議論され、個別の検討の結果として設置が行われてきた。これらはインターネットコミュニティの総意を集約する社団法人であるJPNICにおいて、それぞれの新設要求に対して公共性・公益性をもとに設置の判断が行われたが、民間企業であるJPRSへとJPドメイン名の登録管理業務が移管された現状においては、新たな属性種別の登録者とインターネットユーザ双方の利益を満たすために、属性種別の新設についての手順と基準をある程度明らかにする必要がある。

#### ◆ 登録資格不適合となっているドメイン名

本章においてこれまでに述べてきたように、JPドメイン名にはいくつかの原則と、属性種別ごとに定められた登録資格要件が存在する。JPドメイン名はこれらの登録資格要件を審査した上で登録が行われることとなっているが、現実にはこれまでのJPドメイン名登録管理業務における様々な理由により、現在定められている登録資格要件に適合しないドメイン名も登録されている。

登録資格不適合となっている JP ドメイン名は以下のように分類できる。

- (1) 登録時から現在に至るまで登録資格要件を満たしていないもの
  - 架空の会社の名前を用いるなど、登録申請において虚偽の記載がなされ、そのまま登録に至っているもの。
- (2) 登録時には登録資格要件を満たしていたが、現在は満たさなくなっているもの
  - ドメイン名を登録している組織同士の合併などにより 1 組織 1 ドメイン名の原則に反する状態になったもの。
  - 会社の倒産等によって登録資格を失っているもの。
  - 登録規則の改訂により、現行の規則に適合しない状態となったもの。
- (3) 登録時には登録資格要件を満たしていなかったが、現在は満たしているもの
  - 組織の設立前にドメイン名を登録し、その後に対応する組織が設立されたもの。
  - 汎用 JP ドメイン名の優先登録期間中に申請根拠を持たずに登録申請を行い、今日に至っているもの。

登録資格を満たしていない状態となっているドメイン名が存在しているために、それが紛争を引き起こしたり、紛争時の円滑な処理を阻害したりしている。また、登録情報の信頼性低下により、円滑な運用が阻害されている。

#### ◆ 登録資格審査業務の委任・委託

JP ドメイン名には種別ごとに登録資格要件が定められている。ドメイン名の登録等の手続きにおいてその登録資格要件を満たすかどうか判断する業務を登録資格審査業務と呼ぶ。

JP ドメイン名の登録管理はレジストリである JPRS と指定事業者の協力関係によって実現されているが、登録資格審査業務については現在以下のような形態で行われている。

##### (1) 属性型・地域型 JP ドメイン名

ローカルプレゼンス以外に、1 組織 1 ドメイン名の原則と各属性種別ごとの登録資格要件が定められており、書類等による確認手続きを含めてレジストリが登録資格審査業務を行い、ドメイン名の登録を行う。

ただし、LG.JP ドメイン名については、登録者が地方公共団体であり、LG.JP ドメイン名で想定されている利用目的での登録申請であることを含めて、登録資格



審査業務は LG.JP 取扱事業者が行い、レジストリに対して登録を行う。

## (2) 汎用 JP ドメイン名

登録資格要件は登録者のローカルプレゼンスのみであり、指定事業者が登録者のローカルプレゼンスを確認し、レジストリに対して登録を行う。

### ◆ 指定事業者の選定および契約終了に関する基準

指定事業者は登録者に対してドメイン名の登録管理に関するサービスの窓口となり、登録者の意志に基づいてレジストリに対して各種の申請手続きを行い、レジストリデータベースに登録される情報のメンテナンスについて責任を負っている。

現在の JP ドメイン名指定事業者制度は JPNIC が JP ドメイン名登録管理業務を行っていた 2001 年に実施され、2002 年 4 月の JP ドメイン名登録管理業務の移管の際にこの枠組みが JPRS に引き継がれている。

JP ドメイン名は日本のインターネットユーザを対象としたドメイン名であり、このために指定事業者も日本の法人であることが要件となっている。また、その他、指定事業者となるためには JPRS による各種の審査が行われており、会社組織やサービス体制、財務状況等の確認が必要となっている。これらは JP ドメイン名の指定事業者として特に問題がないことを確認するために行われているものであるが、指定事業者としてのサービス品質を実現できるかどうかを十分に確認できているとは言い難い。また、指定事業者となった後の定期的なサービス品質の確認も行われておらず、このままでは JP ドメイン名全体のサービス品質の低下があったとしても、それを検出することができず、全体を管理することが不可能である。

現在、JP ドメイン名の指定事業者数は実に 600 社以上となっており、これらが JP ドメイン名のサービスチャネルとして日本のインターネットユーザに対するサービスを提供している。しかしこの中にはほとんど活動をしていない事業者や、登録者へのユーザサポートがなおざりで登録者からのクレームが絶えない事業者なども存在する。ドメイン名の登録管理のためにはネームサーバの運用に関する設定など技術的な知識を必要とするが、技術系のサポート能力が欠けている指定事業者もある。

## 参考資料 2: 諮問書 (JPRS-ADV-2002001)

JPRS-ADV-2002001  
2002 年 3 月 26 日

JPドメイン名諮問委員会  
委員長 殿

(株)日本レジストリサービス取締役会  
代表取締役社長 東田幸樹

## 諮 問 書

JPドメイン名の登録管理業務に関する方針について諮問致します。

(諮問理由)

日本レジストリサービス(以下、JPRS)は、2002 年 4 月 1 日より、社団法人日本ネットワークインフォメーションセンターの行う JPドメイン名登録管理業務の全面移管を受け、わが国唯一の JPドメイン名レジストリとして責任を果たしていくこととなります。

JPドメイン名を取り巻く環境は、社会の変化、ユーザーの変化などに対応し、日々変わってきております。そのため、JPドメイン名を登録管理する立場である JPRSもこの変化に対応し、JPドメイン名をさらに信頼あるものに育てていきたいと考えております。

そこで、JPRS では、2003 年 1 月を目処に登録規則の改訂を目指しており、JPドメイン名の登録管理業務における公平性、中立性実現の観点から、当該登録規則を見直すための方針を示して頂きたく御願い申し上げます。

以上

## 参考資料 3: 検討の経緯

## 検討の経緯

- |             |   |
|-------------|---|
| 2002年3月26日  | 第1回 JPドメイン名諮問委員会にて、JPRS 取締役会より諮問書(JPRS-ADV-2002001)を受ける。<br>答申作成についてのスケジュールを承認。 |
| 2002年4月     | 概要と基本方針の具体化を開始。   |
| 2002年7月8日   | 方針確認・検討のための会合開催。意見交換を行う。<br>継続して基本方針を作成。  |
| 2002年9月     | 答申方針の作成開始。  |
| 2002年10月    | 答申方針の確認。  |
| 2002年11月11日 | 第3回 JPドメイン名諮問委員会。   |

## 参考資料 4:用語解説

## 用語解説

### 【ccTLD】

「Country Code TLD」の略。ccTLD は、ISO3166 のカントリーコード(2 文字)に基づき国や地域に割り当てられているトップレベルドメイン(TLD)です。

たとえば、JP ドメイン名は、日本のカントリーコード(2 文字)である「JP」を使用しているドメイン名です。JP 以外の ccTLD の例としては、「KR(韓国)」、「FR(フランス)」、「CA(カナダ)」、「AU(オーストラリア)」、「US(アメリカ合衆国)」などがあります。

### 【DNS】

「Domain Name System」の略。インターネットに接続されたコンピュータの情報(ドメイン名と IP アドレスの対応など)を提供する仕組みです。

たとえば、「JPRS.CO.JP」にアクセスするためには、JPRS.CO.JP に対応する IP アドレスが「61.120.151.80」であるという情報が必要ですが、その対応を調べる際に DNS が利用されます。

→ネームサーバ

### 【DRP】

「Dispute Resolution Policy」の略。通常「ドメイン名紛争処理方針」の意味で用いられます。gTLD のドメイン名紛争解決方針としては ICANN が 1999 年に採択した UDRP があります。日本では 2000 年に JPNIC によって JP-DRP が制定されています。

→JP-DRP

### 【gTLD】

「Generic TLD」の略。gTLD には、世界中の誰もが登録できる「COM」、「ORG」、「NET」があり、第 2 レベルに文字列を登録します。これ以外にも「EDU」「GOV」「MIL」「INT」のように登録の際、一定の要件を満たす必要がある gTLD もあります。

また、ICANN は 2000 年 11 月に新しい TLD として「BIZ」、「INFO」、「NAME」、「PRO」、「MUSEUM」、「AERO」、「COOP」の7つを導入することを決議しました。「INFO」を除く6つの TLD の登録には一定の要件を満たす必要があります。

→トップレベルドメイン(TLD)

### 【JPNIC(ジェーピーニック)】

「社団法人 日本ネットワークインフォメーションセンター(Japan Network Information Center)」の略。インターネットの円滑な運営を支えるために活動を行っている公益法人です。国際的に運用・管理される必要のある IP アドレスを扱う日本唯一の組織であり、加えて JP ドメイン名の公共性担保、ICANN との国際的な協調などの公益目的の実現のための業務を行っています。さらにインターネットにかかわる各種の調査・研究や教育・啓発活動などを行うことを通じて社会に貢献しています。

### 【JP ドメイン名紛争処理方針(JP-DRP)】

JP ドメイン名紛争処理方針とは、「JP ドメイン名紛争処理方針」、「JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則」に従い、不正の目的による JP ドメイン名の登録・使用

(例えば、ドメイン名を先取りして、商標権を持つ人に対して高額で転売しようとする行為など)を権利者の申立に基づいて速やかに取消または移転をしようとするものです。紛争処理方針は JPNIC が定めています。

また、具体的な紛争処理の手続は、JPNIC が認定する紛争処理機関が行います。その手続の特徴は、裁判よりも迅速であること、裁判に比べて低費用であること、提出書類に基づいて手続が行われること、裁定結果に不服の場合は裁判所へ提訴できること、などが挙げられます。

### 【URL】

URL とは“Uniform Resource Locator”を略したもので、インターネット上でアクセス可能な情報の場所とアクセス方法をまとめて表す文字列です。(例 <http://jprs.jp/>)

### 【WHOIS(フーズ)】

インターネット上でドメイン名登録者に関する情報を公開するサービスです。Web サイトやコマンドラインなどのオンラインによる提供が一般的です。利用者はこのサービスを利用することによって、ドメイン名登録者に関する情報を入手することができます。

### 【WIPO】

「World Intellectual Property Organization」の略。国際連合の専門機関の一つで、全世界にわたって知的所有権の保護を促進することを目的として活動しています。UDRP の定める紛争処理機関の一つです。

### 【エスクロー】

JPドメイン名登録管理におけるデータエスクローとは、JP ccTLD のドメイン名や登録者、登録日等の運用上必要なデータを、登録管理組織が第三者組織に預託することを言います。その目的は、登録管理組織から別組織への ccTLD 機能の移管があった場合に、確実に移管先が登録管理機能を実施できるようにすることです。

### 【サイバースクワッティング】

Cybersquatting＝サイバー不法占拠。一般的に、有名企業や組織、商品名など商標と考えられる文字列を、その文字列に対して権利を持たない者が予め登録しておき、当該の企業や組織に高く売りつけようとしたり、利用者に誤認を与える使用をしたりする行為のことをいいます。

### 【指定事業者】

指定事業者は、ドメイン名登録者と JPRS の間に入ってドメイン名登録に関する窓口業務を行います。JPRS と指定事業者契約を結んだ事業者は、ドメイン名登録の取次ぎだけでなく、自社の各種サービスと組み合わせて登録者に対する窓口サービスを提供することが多くなっています。

### 【属性型・地域型 JP ドメイン名】

属性型 JP ドメイン名はドメイン名を登録している組織の種類(属性)を表すセカンドレベルドメインを持ったドメイン名のことで。



地域型 JP ドメイン名は都道府県名、政令指定都市名、市区町村名を利用したドメイン名で組織・個人が登録できる「一般地域型ドメイン名」と、地方公共団体が登録できる「地方公共団体ドメイン名」があります。

- EXAMPLE.CHIYODA.TOKYO.JP : 東京都千代田区に在住する個人が登録できる一般地域型ドメイン名の形式
- METRO.TOKYO.JP : 東京都が登録できる地方公共団体型ドメイン名

### 【ドメイン名】

コンピュータネットワーク上にあるコンピュータを特定するために、コンピュータに名前を付けることがあります。多数のコンピュータを接続するネットワークの場合には、グループに分けて扱う方が簡単です。このようなグループに付けられた名前を「ドメイン名」と呼びます。

インターネットで単にドメイン名と言う場合は、通常、DNS による階層化された構造のドメイン名を指します。人間が認識しやすい「JPRS.JP」のような文字列がこれにあたります。

### 【ネームサーバ(DNS サーバ)】

ドメイン名と IP アドレスの関連付けを行うサーバのことです。このサーバに問い合わせることで、ドメイン名に対応するコンピュータの IP アドレスを知ることができます。このサーバは全世界に階層的に分散配置されており、最上位の階層に位置するネームサーバをルートサーバと呼びます。

### 【汎用 JP ドメイン名】

2001 年 2 月から登録を開始した JP ドメイン名です。セカンドレベルドメインに文字列が登録されます。ローカルプレゼンス(国内住所要件)を除く登録要件と、1 組織 1 ドメイン名の登録数の制限を撤廃しました。また、組織だけでなく個人も登録できます。制約が緩和されたことで、それまでの属性型・地域型 JP ドメイン名のみの時と比べ、ドメイン名登録の自由度が高まりました。

### 【メールアドレス】

インターネット上で相手に電子メールを送るための「住所」のことです。「info@jprs.jp」のように表記し「@」記号の前が個人を識別するユーザ名、「@」記号の後ろがドメイン名になります。

### 【優先登録】

汎用 JP ドメイン名を導入する際、導入時の紛争・混乱を低減するために事前登録申請制度を実施しました。このうち、すでに属性型ドメイン名として登録済みの JP ドメイン名(第 1 区分)、商標・商号等の権利者、個人のフルネーム(第 2 区分)の申請を受け付けた制度が優先登録です。サイバースクワッティング等による紛争を低減する目的で導入されました。

### 【予約ドメイン名】

国際的な政府間機関、都道府県名、行政・司法・立法に関連する名称、インターネットの管理に関連する組織名や日本語ドメイン名の ASCII 互換表現に混乱をおよぼすも

の、普通名詞など、一般の人がドメイン名として登録できない文字列を予約ドメイン名として定めています。

#### **【レジストラ】**

個々の登録者からドメイン名の登録申請を受け付けたり、登録者からの要求に基づいてドメイン名のデータベース(レジストリデータベース)への情報登録を行う機関がレジストラです。

#### **【レジストリ】**

登録されたドメイン名のデータベースを一元的に管理、運営を行う機関がレジストリです。データベースを一元的に管理する必要性から自然独占の形態をとることになります。

#### **【レジストリデータベース】**

レジストリによって管理されるドメイン名のデータベース。ドメイン名や登録者の情報などが登録されています。

## JP ドメイン名諮問委員会 委員名簿

## JPドメイン名諮問委員会 委員名簿

(2002年11月11日現在 五十音順、敬称略)

| 氏名   |       | 所属  |
|------|-------|---|
| 委員長  | 後藤 滋樹 | 早稲田大学理工学部情報学科<br>教授                               |
| 副委員長 | 松本 恒雄 | 一橋大学大学院法学研究科<br>教授                                |
| 委員   | 飯塚 久夫 | エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社<br>取締役 先端 IP アーキテクチャセンタ所長 |
| 〃    | 潮田 壽彌 | 味の素株式会社<br>代表取締役専務                                |
| 〃    | 加藤 真代 | 主婦連合会<br>参与                                       |
| 〃    | 下浦 敏治 | 富士通株式会社<br>ネットワークサービス本部 本部長代理                     |